

令和4年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年4月22日(金) 10時開会 11時14分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

八頭町農業委員会

農業会議

倉益、熊谷、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>(午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第1回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 小林会長	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和4年度第1回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、去年は新型コロナウイルスの感染拡大により、組織運営を初め、経済や暮らしに大変大きな影響を受けました。</p> <p>鳥取県における昨日までの新型コロナウイルス感染者は、昨日146名で累計11,313名と10,000人を超えております。全国でも、7,542,841人に達しております。一日も早い収束を願うものであります。</p> <p>さて、皆さんもご存じの通り米価下落と水田利活用対策の見直しなど、非常に厳しい状況の中、県内各市町村では米価下落に係る助成措置があり、今後も米政策については、注視していく必要があります。</p> <p>このような情勢のもと、衆議院農林水産委員会は20日、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン（地域計画）」の法定化などを盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等改正案を、共産党を除く各党の賛成多数で可決されました。計画策定にかかわる市町村などへの十分な支援、農地の確実な確保を求める付帯決議も同様に採択されたそうです。改正案は、21日衆議院本会議で可決、参議院に送付されるとの事であり、今後参議院で審議されるものと思</p>

	<p>います。</p> <p>また、コロナ禍やロシアのウクライナ進行などにより、燃油や資材の高騰が加速致しました。春の農作業の本格化を迎える中、ガソリンや軽油といった燃油、肥料、生産資材等の高騰が農家の負担として大きくのしかかっているのが現状であります。</p> <p>先日、岸田首相は、このような状況下、輸入農産物、蕎麦、とうもろこしの高騰等により、食糧の自給率を上げなければならない発言がありました。このことは、輸入農畜産物の高騰を機に、国産切替をどう進めるかが課題であります。この自給率の基本は、食料・農業・農村基本計画のもと、農地430万ヘクタールをベースに現在自給率（カロリー比）37%を2030年には目標45%にするという事でありました。少子高齢化の中、農地面積も現在は400万haを切っております。国としてどのような施策により達成させてゆくののか、私たち、組織として国会審議及び政策を注視して行かなければならないと考えます。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会では、報告事項、審議事項が、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案が八頭町1件、情報提供農業経営基盤強化促進法等、準備致しておりますので、十分な審議を宜しくお願い申し上げます開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日は、お忙しい中、八頭町の吉田町長が出席されておりますので、ご紹介いたします。</p> <p>今週の火曜日、4月19日に町長選挙にご当選されております。まことにおめでとうございます。</p> <p>(吉田町長へマイクを渡す。町長挨拶)</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度から常設審議委員になられた皆さんをご紹介いたします。お名前を申し上げますので、その場で一言簡単にご挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>名簿の5番、八頭町横山会長様、8番北栄町永田会長様、10番日吉津村齋下会長様、11番大山町米澤会長様以上でございます。</p> <p>(委員がそれぞれ、名前を呼ばれた後、挨拶をした。)</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>県経営支援課農地担当も人事異動がございましたので自己紹介いただきます。</p> <p>(県経営支援課井上補佐が報告)</p> <p>事務局</p> <p>最後に、本会農地組織課長に就任いたしました熊谷課長よりご挨拶いたします。</p> <p>(熊谷課長挨拶)</p> <p>事務局</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p>

<p>3 議事録署名人の選任 小林議長</p> <p>小林議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、齋下委員(日吉津村農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 小林議長</p> <p>県経営支援課</p> <p>小林議長</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。</p> <p>(県経営支援課担当者が資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 小林議長</p> <p>事務局</p> <p>八頭町 農業委員会</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第5条案件で1件、八頭町農業委員会から意見聴取がございますので農業委員会事務局から説明いたします。 なお、この案件は5,000㎡を越えておりませんので現地調査案件ではございません。 それでは、八頭町農業委員会から説明いたします。 よろしく願いいたします。</p> <p>八頭町農業委員会事務局の[]と申します。</p> <p>目的とする一時転用について説明させていただきます。 資料は、資料2-1です。2ページの「30aを超える事案説明資料」により説明いたします。</p> <p>[]</p> <p>ています。5ページの間接図と併せてご確認ください。 2ページに戻ります。</p>

2. 現在の営農状況です。

申請地の4筆は地域の担い手法人に貸し付けられ、水稻が作付けされていましたが、令和3年11月及び令和4年1月に解約され、現在は草刈り等保全管理されています。なお、令和3年度の利用状況調査では遊休農地と判定はしていません。

3. 転用事業者です。

宅地造成です。

4. 転用目的です。

のための、都市計画法に基づく開発許可申請及び農地転用許可申請が提出される見込みです。

5. 立地基準です。5ページの間接図をご覧ください。

(1) 農地区分です。申請地は、郡家駅から300m以内の農地で第3種農地に該当します。2ページに戻ります。

(2) 許可根拠です。原則許可（一時転用）です。

(3) 営農条件です。申請地は、東側は田、水路及び宅地、西側と南側、北側は水路及び宅地と隣接しています。4ページの位置図及び5ページの間接図と併せてご確認ください。

(4) 代替地等ですが、埋蔵文化財発掘調査を求められている土地は当該地のみです。

6. 一般基準です。

(1) 他法令許認可です。埋蔵文化財発掘依頼書を町教育委員会が受理済でございます。調査は町教育委員会が行い、かかる費用は完了後、申請人が支払います。

(2) 規模の妥当性です。6ページの土地利用計画図をご覧ください。土地利用計画図のとおり発掘調査面積1662.87㎡、掘削発生土仮置場1513.92㎡で、規模として妥当であると判断いたしました。

着色された土地が申請地です。薄い赤色が発掘調査範囲、緑色の斜線が掘削発生土仮置場でございます。

(3) 営農及び被害防除計画等の措置です。

発掘調査期間は、転用許可後から令和4年9月末までの予定です。発掘調査地を最低0.3m、最高0.4m掘削し、調査を行います。掘削発生土は掘削発生土仮置場に搬入します。最高0.5mの盛土となります。雨水は地下浸透及び、自然流下により農業用水路へ排水します。汚水は発生しません。発掘調査終了後は速やかに農地復元を行います。6ページに農業用水・排水路図を添付しております。後でお読み取りいただければと思います。

(4) 資金調達計画です。

調査費の総額は約1,700万円です。これに見合う自己資金を[]の預金残高で確認しています。事業完了後、町に振り込まれます。

(5) 農地復元の担保ですが農地復元確約書の提出を受けております。

7. 農業公共投資ですが該当はございません。

8. 土地改良区以外のその他関係権利者です。

<p>小林議長</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p>	<p>9. 農業委員会の意見及び審議の概要です。 周辺農地への影響もなく必要性も認められるため、適当と判断し、特になしとの意見でございます。 以上、八頭町[REDACTED]における埋蔵文化財発掘調査を目的とする一時転用についての説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>
<p>6 情報提供</p> <p>小林議長 (事務局・県担当者)</p> <p>小林議長</p>	<p>(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要について (2) 「農地法の運用について」の制定について等の一部改正について (3) 全国農業委員会会長大会について</p> <p>説明願います。</p> <p>((1) 農業会議が資料4により、(2) を県経営支援課が資料5により、農業会議が資料6により、それぞれ説明)</p> <p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>(審議事項終了後、その他へ) その他として、皆さんから何かございますか。事務局。</p> <p>(事務局から5月の次回開催と6月の日程について説明)</p> <p>その他として皆さんから何かございますか。</p>
<p>8 閉 会 議 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時14分)</p>